

# **改正クリーンウッド法の制度説明会**

**令和7年度「クリーンウッド」実施支援事業補助事業  
改正クリーンウッド法の制度説明会及び指導者養成講座  
第1部**

**令和7年  
林野庁木材利用課**

- クリーンウッド法の背景
  - クリーンウッド法のねらい
  - クリーンウッド法の概要
  - 法の対象物品
  - 対象となる事業者の考え方
  - 原材料情報の収集・整理
  - 合法性の確認
  - 記録の作成・保存
  - 情報の伝達
  - 素材生産販売事業者の情報提供
  - 定期報告
  - 罰則規程等
- 
- クリーンウッド法の努力義務
  - その他
    - 木材関連事業者の登録制度
    - 登録木材関連事業者ロゴマークについて
    - クリーンウッドシステムについて
    - 今後のスケジュール
    - クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

- クリーンウッド法の背景
- クリーンウッド法のねらい

# クリーンウッド法制定及び改正の経緯

- (1) 違法伐採問題への対応の機運が国際的に高まり、各国で関連法が制定
- (2) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(以下「クリーンウッド法」という。)は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立(平成29年5月施行)
- (3) 更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法が令和5年に成立(令和7年4月施行)

## ■ クリーンウッド法をめぐる経緯

国際的な動き

国内の動き

2005 (平成17) 年	グレンイーグルズサミット (英国)	「サミット行動計画」で違法伐採への取組を明記 我が国は「日本政府の気候変動イニシアティブ」として、政府調達等において違法伐採対策に取り組むことを表明
2006 (平成18) 年	グリーン購入法基本方針改定  「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」策定	政府調達に係るガイドラインを世界に先駆けて策定
2008 (平成20) 年	洞爺湖サミット  欧米等における法律の制定	首脳宣言で違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性を明記 (米) レイシー法 (平成20年) (欧) EU木材規則 (平成25年) (豪) 違法伐採禁止法 (平成26年)
2016 (平成28) 年	伊勢志摩サミット  <b>クリーンウッド法成立</b>	
2022 (令和4) 年	G7宮崎農業大臣会合  第5回 APEC林業担当大臣会合 (タイ)	違法伐採の根絶に向けた取組を課題として取り上げ
2023 (令和5) 年	広島サミット  <b>改正クリーンウッド法成立</b>	
2025 (令和7) 年	<b>改正クリーンウッド法施行 (4月)</b>	

# クリーンウッド法のねらい

## 法のねらい

- 違法伐採は、地球温暖化の防止や森林の多面的機能、木材市場の公正な取引に悪影響を与えるおそれ
- 法令に適合して伐採された木材や木材製品(合法伐採木材等)の流通及び利用を促進
- これらの取組を通じて、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、地域及び地球環境の保全に資することを指向

そのために

### 国

- 基本方針の策定(第3条)
- 諸外国を含む法令等に関する情報等の提供(第4条)
- 法の意義に関する国民・事業者への広報(第4条)
- 登録実施機関の登録(第23条)
- 諸外国・民間団体、関係行政機関等と連携・協力(第38、39条、41条)
- 木材関連事業者等に対する指導・助言、勧告・命令、罰則措置、報告徴収・立入検査(第10、11、14、40、45条)

そのために

### 事業者

- 合法伐採木材等の利用の努力義務(第5条)

#### 木材関連事業者

木材や木材製品の製造・加工・輸入・販売(消費者に対する販売を含む)又は木材を使用した建築等をする事業者

- 川上・水際の木材関連事業者の、木材等の合法性の確認(デュー・デリジェンス(DD))等及びそのうち一定規模以上の者における定期報告の義務(第6~8、12条)

- 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を行う努力義務(第13条)

- 第13条の措置を適切かつ確実に行う者に対する登録制度(第20条)

#### 素材生産販売事業者

川上の木材関連事業者に素材を譲り渡す事業者

- 川上の木材関連事業者への情報提供義務(第9条)

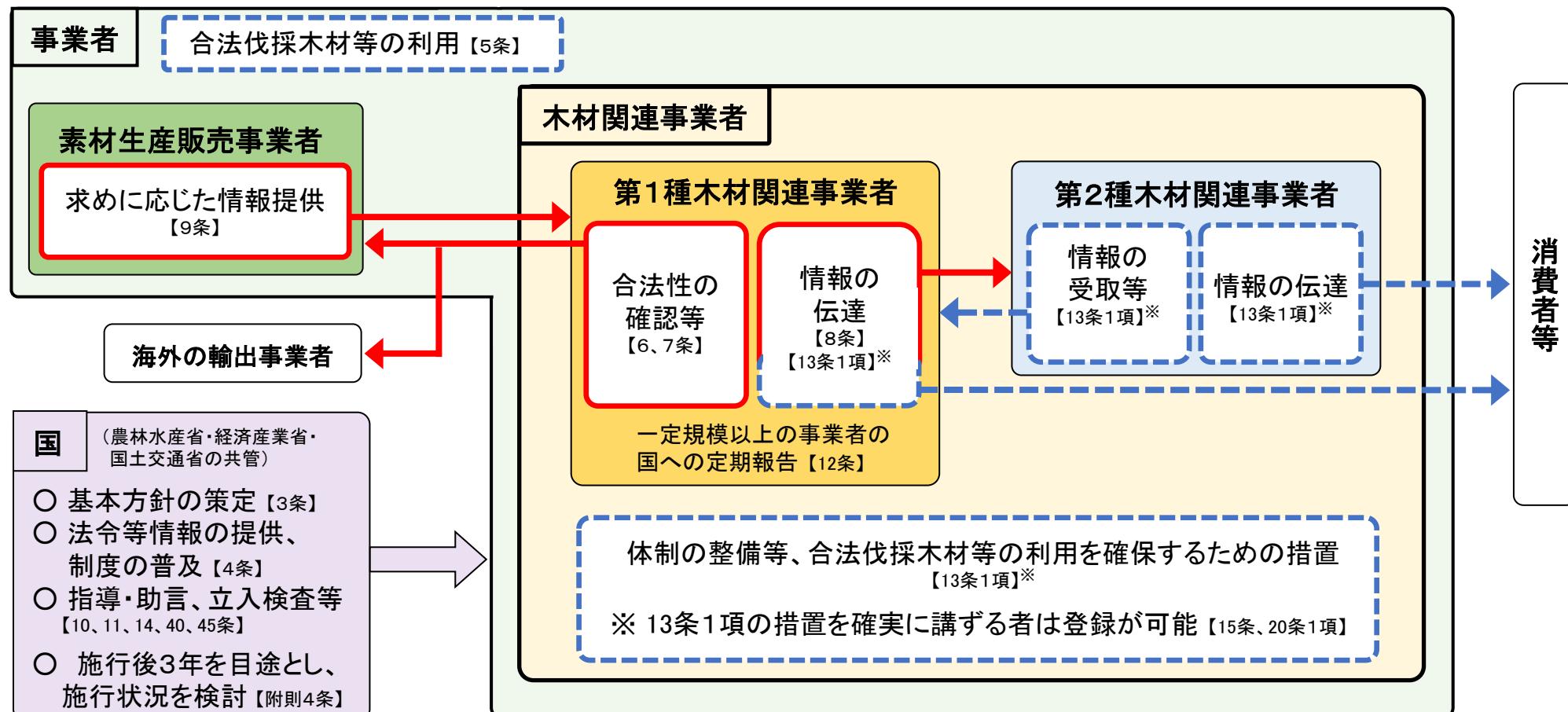
## ●クリーンウッド法の概要

# 改正クリーンウッド法の概要

令和7年  
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

→ : 義務(必ず行わなければならない事項)    → : 努力義務(行うよう努力すべき事項、取り組むことが求められる事項)



## ●法の対象物品

# 対象物品の考え方①

○木材と家具・紙等の物品が対象物品であり、これらの総称が「木材等」

○いわゆる木材については、基本的に広く該当し基本方針に規定



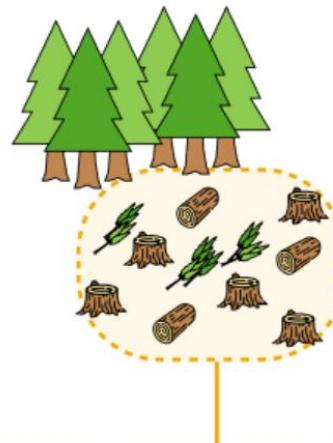
- ① 素材
- ② 板材、角材
- ③ 単板、突き板及び構造用パネル（OSB）
- ④ ②、③又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの  
(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) (DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む)
- ⑤ のこくす・木くす(ペレット状)・チップ



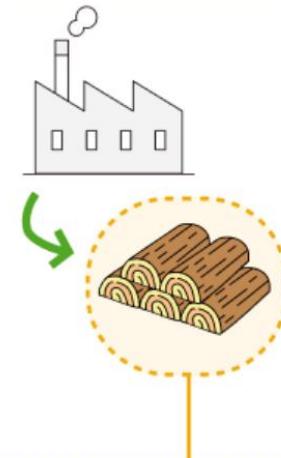
ポイント

木材は基本的に対象です

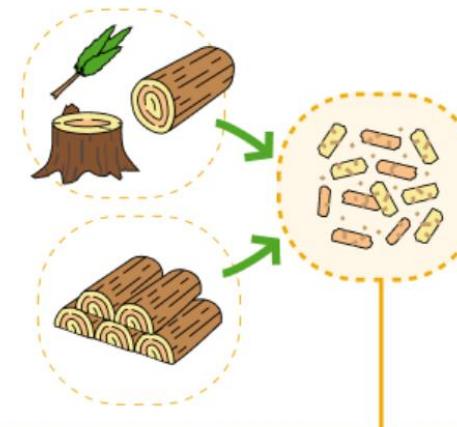
例1 林地残材



例2 背板等の製材端材



例3 林地残材や製材等残材が原料である  
チップ・木質ペレット



対象外

- ・MDF
- ・パーティクルボード

これらの物品を他の事業者へ譲渡する場合は、国産・輸入問わずクリーンウッド法の義務等の対象

## ○家具・紙等の物品については、ポジティブリストとして施行規則に規定

### 家具、紙等の物品



家具

いす、机、棚、収納用じゅう器（ロッカー等）、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、ベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの



パルプ紙

木材パルプ、コピー用紙、フォーム用紙、印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、インクジェットカラープリンター用塗工紙



建材・建具

フローリング、木質系セメント板、サイディングボードのうち、木材を使用したもの、戸（主たる部材に木材を使用したるものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）など

対象外  
・パレット  
・梱包材

### ※ 家具の考え方

#### （1）主たる部材に木材を使用したもの

- ・主たる部材：座面、背もたれ、脚、天板、パネル、フレーム等（※ ダボ、木口材、引き手、つまみ等は含まない）

#### （2）施行規則第2条第8号に該当するもの（例：椅子の座面、机の天板等の部材 等）

※家具以外の他の機能が付加されたものは対象外（例：車椅子、調理台、キッチンユニット 等）

## ● 対象となる事業者の考え方

# 対象となる事業者の考え方① 素材生産販売事業者

- 法の対象となるのは、木材等の譲渡しの決定に直接関わる事業者
  - ① 木材等の所有権の有無は、義務対象となるかに影響しない（販売受託も義務対象となり得る）
  - ② 自家消費等の流通に関与しない場合は、木材関連事業者に該当せず、義務対象とならない

## 1. 素材生産販売事業者

素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当

(具体例)

### (1) 森林所有者

- ① 自ら伐採及び販売（販売の委託を含む）を行う場合（自伐林家など）
- ② 伐採のみ委託し、販売（販売の委託を含む）を行う場合（大規模林業経営体など）



### (2) 森林所有者以外

- ① 立木を購入し、伐採と販売（販売の再委託を含む）を行う場合（素材生産事業者など）
- ② 森林所有者から、伐採と販売の委託を受けた場合（森林組合など）

※ 伐採のみを行う事業者は、素材の譲渡しを行わないため該当しない

※ 海外の伐採事業者は、素材生産販売事業者には該当しない

# 対象となる事業者の考え方② 木材関連事業者

## 2. 木材関連事業者

対象物品である木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当

### 第1種木材関連事業者



国内市場に最初に木材等を持ち込む木材関連事業者

(具体例)

国産材：素材生産販売事業者から原木を  
購入する原木市場・製材工場

輸入材：自ら木材等を輸入する者

### 第2種木材関連事業者

第1種木材関連事業者以外の  
木材関連事業者



# 対象となる事業者の考え方：第1種木材関連事業者

## 国産材を取り扱う事業者

(1) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）を購入する事業者

- ① 原木市場
- ② 伐採事業者から丸太を購入する製材工場・合板工場
- ③ 原木を購入して輸出する事業者

(2) 素材生産販売事業者から素材（丸太等）の販売を受託する事業者

- ① 原木市場
- ② 原木流通事業者

(3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者

- ① 自社林を自社工場で製材し販売する事業者  
(伐採の直営、委託を問わない)



## 輸入材を取り扱う事業者

(1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者（※）

- ① 輸入商社
- ② 代行輸入事業者
- ③ 自ら輸入を行う合板工場等

※ 原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入を行う事業者として第1種事業者に該当

✓ 国産材の場合：第1種木材関連事業者が譲受けるものは丸太

✓ 輸入材の場合：丸太のほか、製材品、家具、紙などの様々な製品

# 対象となる事業者の考え方：建築・建設事業者及びFIT/FIP認定事業者の取扱い

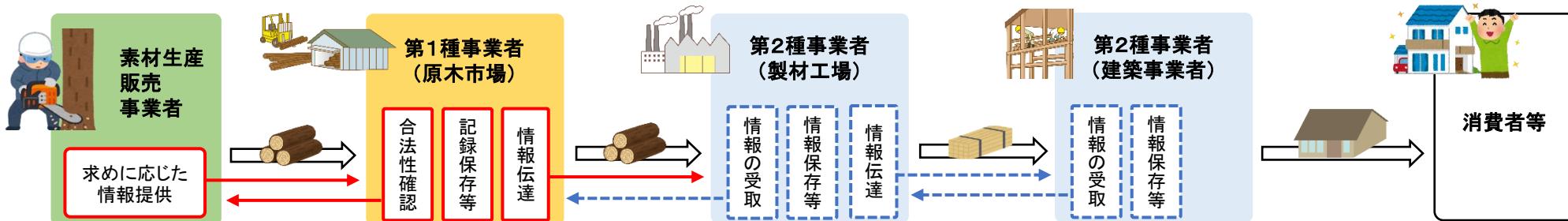
- (1) 建築・建設事業者※<sup>1</sup>、FIT/FIP認定事業者※<sup>2</sup>は木材等の譲渡しを行わないが、例外的に木材関連事業者に該当
- (2) 建築物、電気等は対象物品ではないため、譲渡しをする場合の情報伝達の義務等の対象外
- (3) 木材等を譲受ける場合の合法性の確認、記録の作成・保存の義務等の対象であることに留意

➡ : 木材等、建築物、電気の流れ

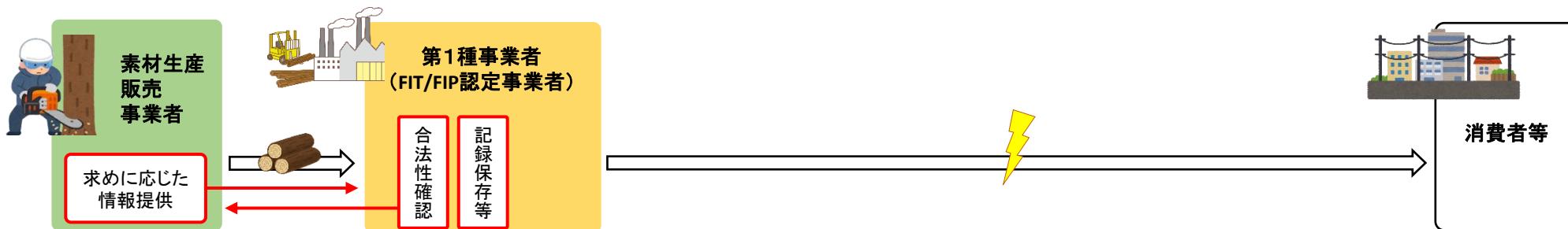
➡ : 義務

➡ : 努力義務

## 【例：建築事業者が製材工場から木材を購入し、建築物を販売する場合】



## 【例：FIT/FIP認定事業者が素材生産販売事業者から素材を購入し、電気を販売する場合】



※1 型枠用合板を用いて型枠工事を行うなど、木材等を仮設資材として利用する場合は木材関連事業者には該当しない

※2 PKSを用いて発電を行うなど、対象物品である木材等を譲り受けていない場合は木材関連事業者には該当しない

※3 FIT/FIP制度上、FIT/FIP認定事業者が輸入木質バイオマスを用いる場合は、合法性確認木材等を調達・使用すること等が求められる予定。詳しくは事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）及び木質バイオマス証明ガイドラインを参照。

# 義務対象の考え方 国産材の場合

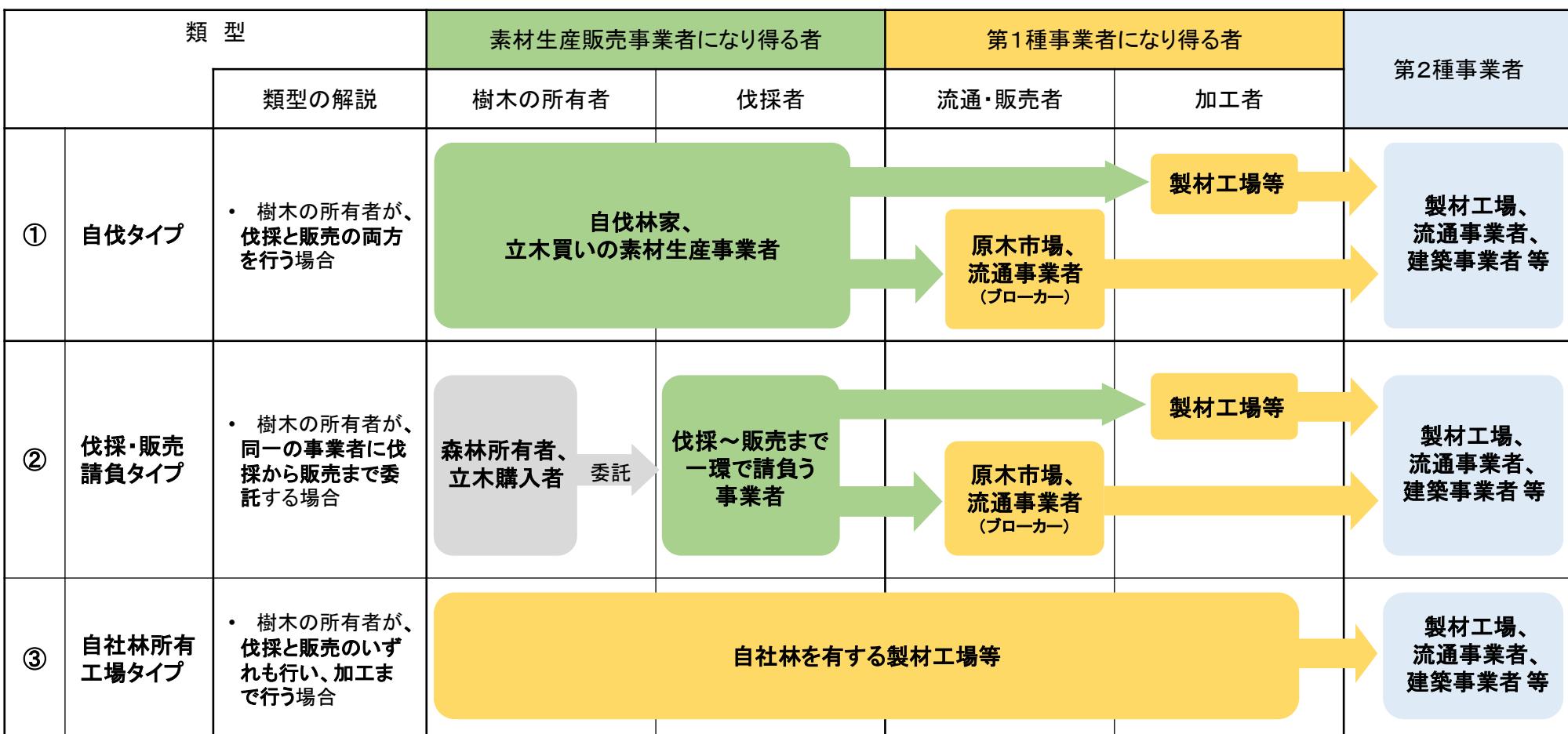
- (1)原木市場等の素材流通事業者、山元から「直送」を受ける製材工場、加工まで行う樹木の所有者等、国内市場に木材を最初に流通させる者が第1種事業者
- (2)第1種事業者に素材の譲渡し(委託を含む)を行う者が素材生産販売事業者

: 素材生産販売事業者  
(情報提供の応諾義務の対象)

: 第1種事業者  
(合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

: その他の事業者等



# 義務対象の考え方 国産材の場合（伐採・加工のみ委託のケース）

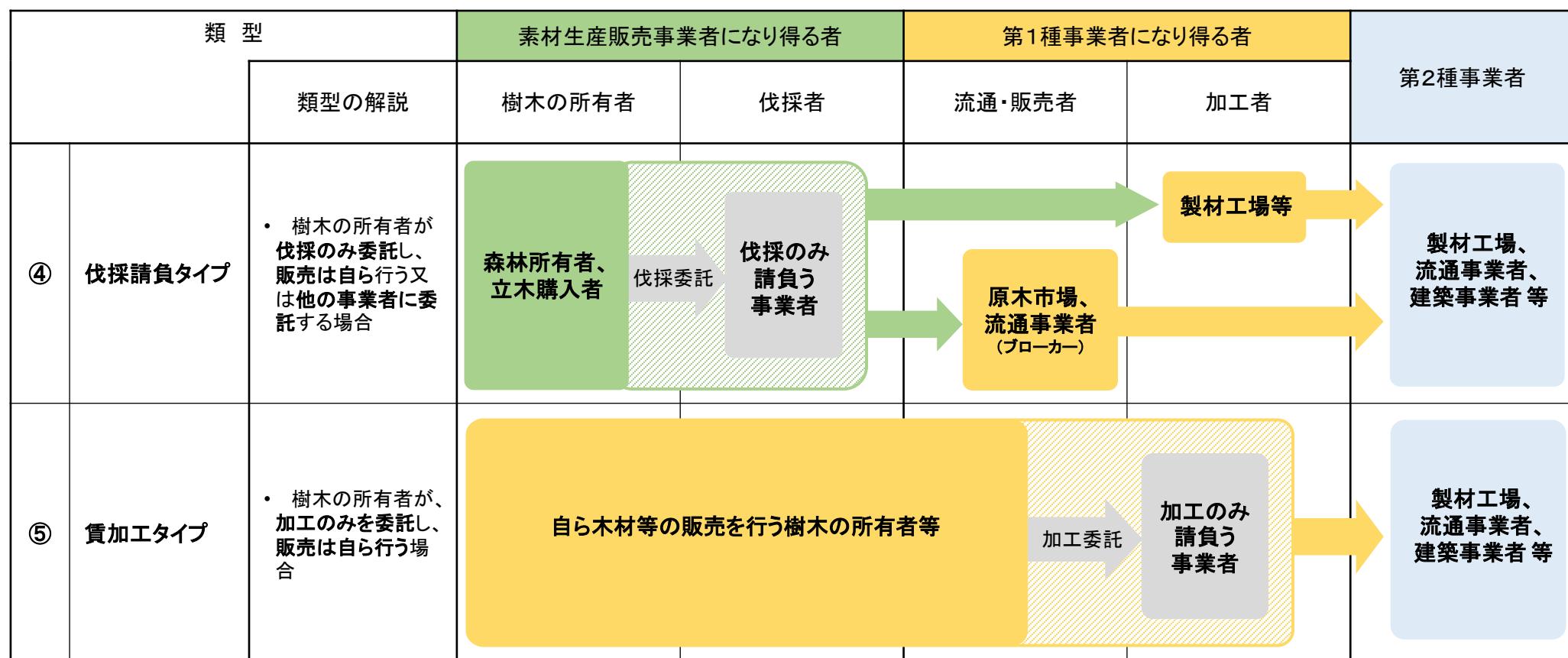
- (1) 木材等の譲渡しを行う者が、素材生産販売事業者や木材関連事業者に該当
- (2) 委託されて伐採や加工等のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、法の対象外

: 素材生産販売事業者  
(情報提供の応諾義務の対象)

: 第1種事業者  
(合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

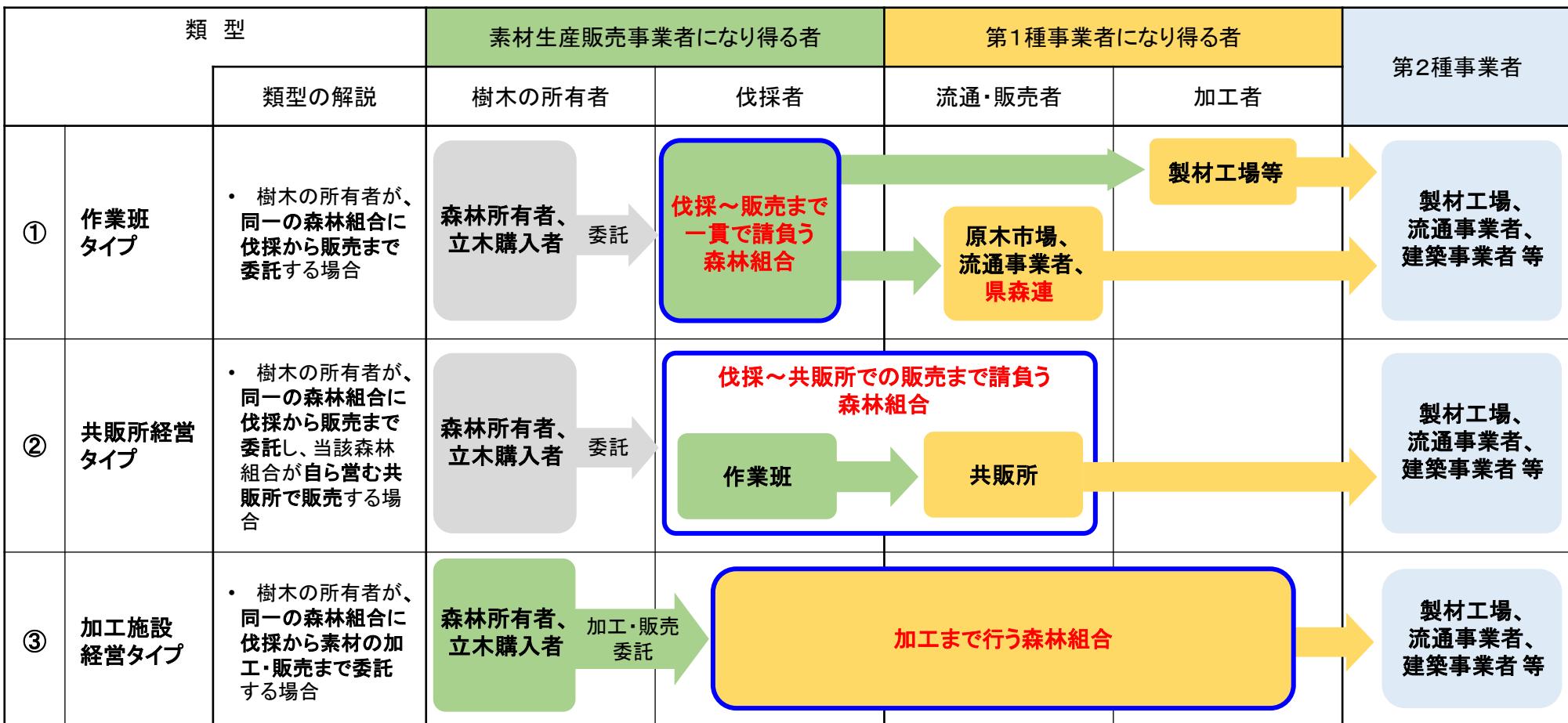
: その他の事業者等



# 義務対象の考え方 国産材の場合（森林組合のケース）

- (1)伐採～素材の販売まで請負い、原木市場等に譲り渡す場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2)共販所(原木市場)を営んでおり、伐採～当該共販所での素材販売まで請負う場合は、素材生産販売事業者と第1種事業者の両方に該当
- (3)製材設備を有しており、伐採～素材の加工・販売まで請負う場合は、第1種事業者に該当

  : 森林組合        : 素材生産販売事業者  
 (情報提供の応諾義務の対象)        : 第1種事業者  
 (合法性の確認等の義務の対象)        : 第2種事業者  
  : その他の事業者等



# 義務対象の考え方 国産材の場合（素材生産事業者のケース）

- (1) 立木の購入又は伐採の委託を受け、かつ素材の販売を行う場合は、素材生産販売事業者に該当
- (2) 委託されて伐採のみを行う事業者は、譲渡しを行わないため、CW法の対象外

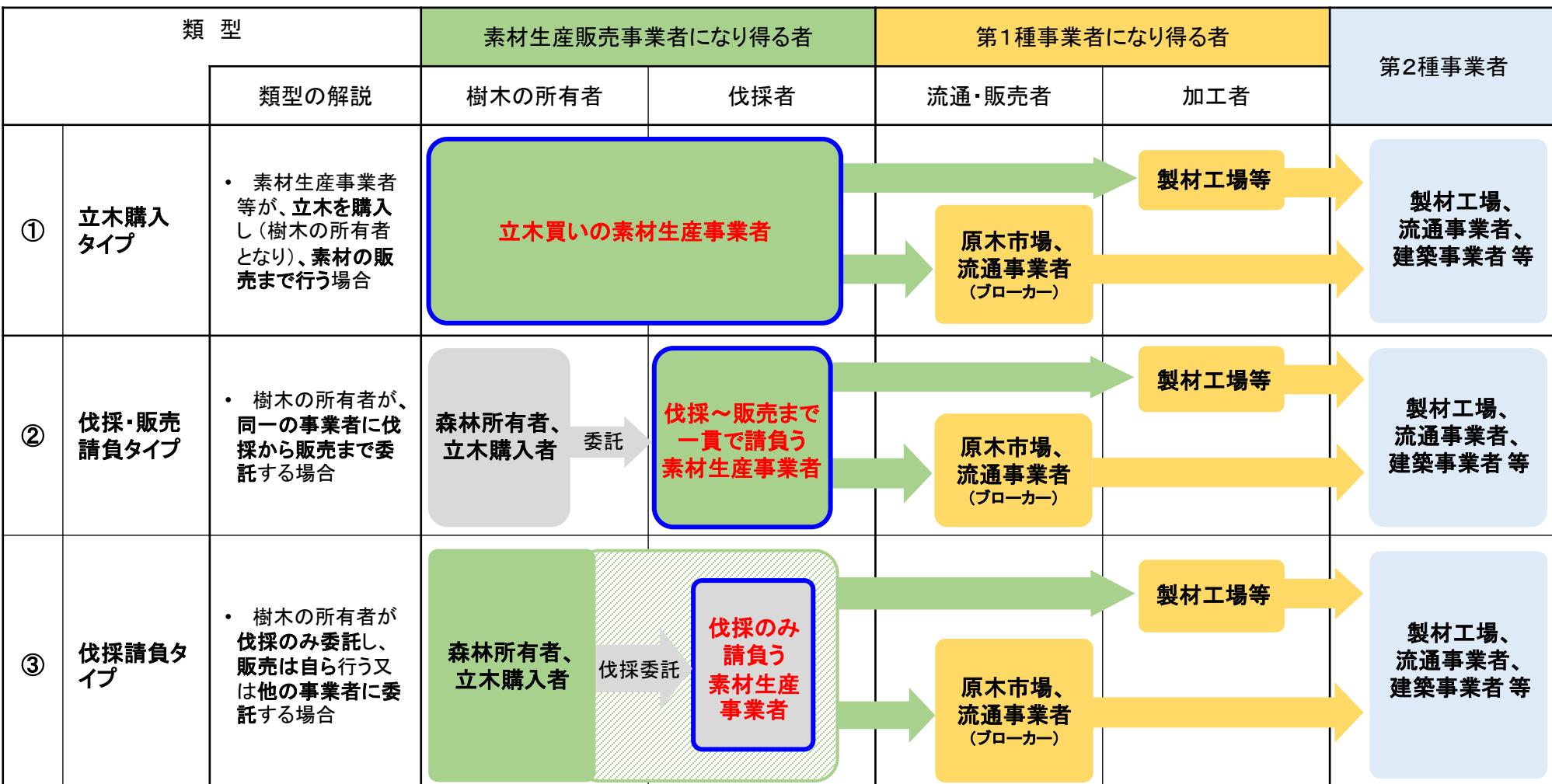
: 素材生産事業者

: 素材生産販売事業者  
(情報提供の応諾義務の対象)

: 第1種事業者  
(合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

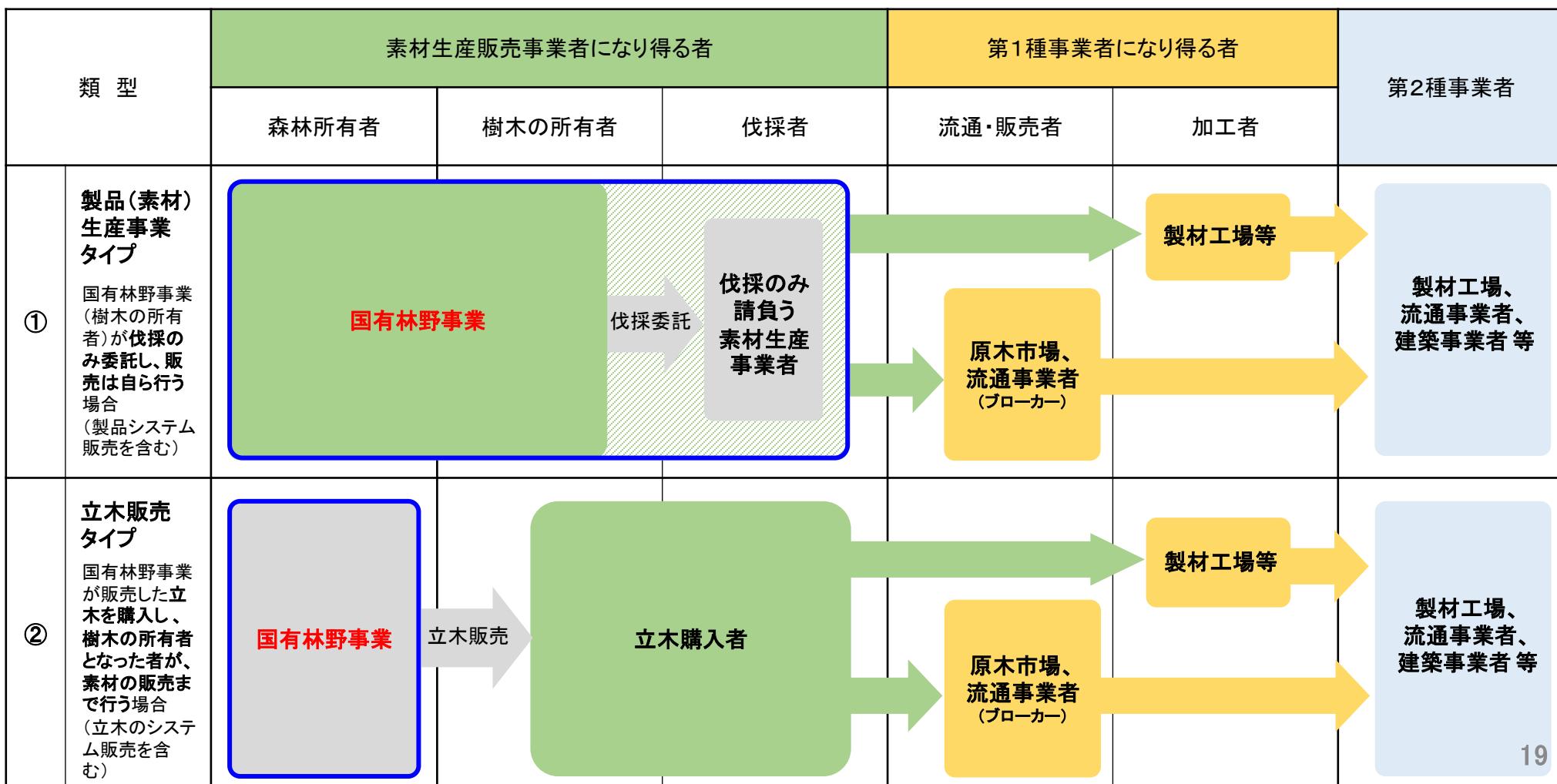
: その他の事業者等



# 義務対象の考え方 国産材の場合（国有林野事業のケース）

- (1) 製品生産事業の場合は、譲渡しを行う国有林野事業が素材生産販売事業者に該当  
 (2) 立木販売の場合は、購入者が樹木の所有者となり、素材生産販売事業者に該当

: 国有林野事業 : 素材生産販売事業者  
 (情報提供の応諾義務の対象) : 第1種事業者  
 (合法性の確認等の義務の対象) : 第2種事業者 : その他の事業者等



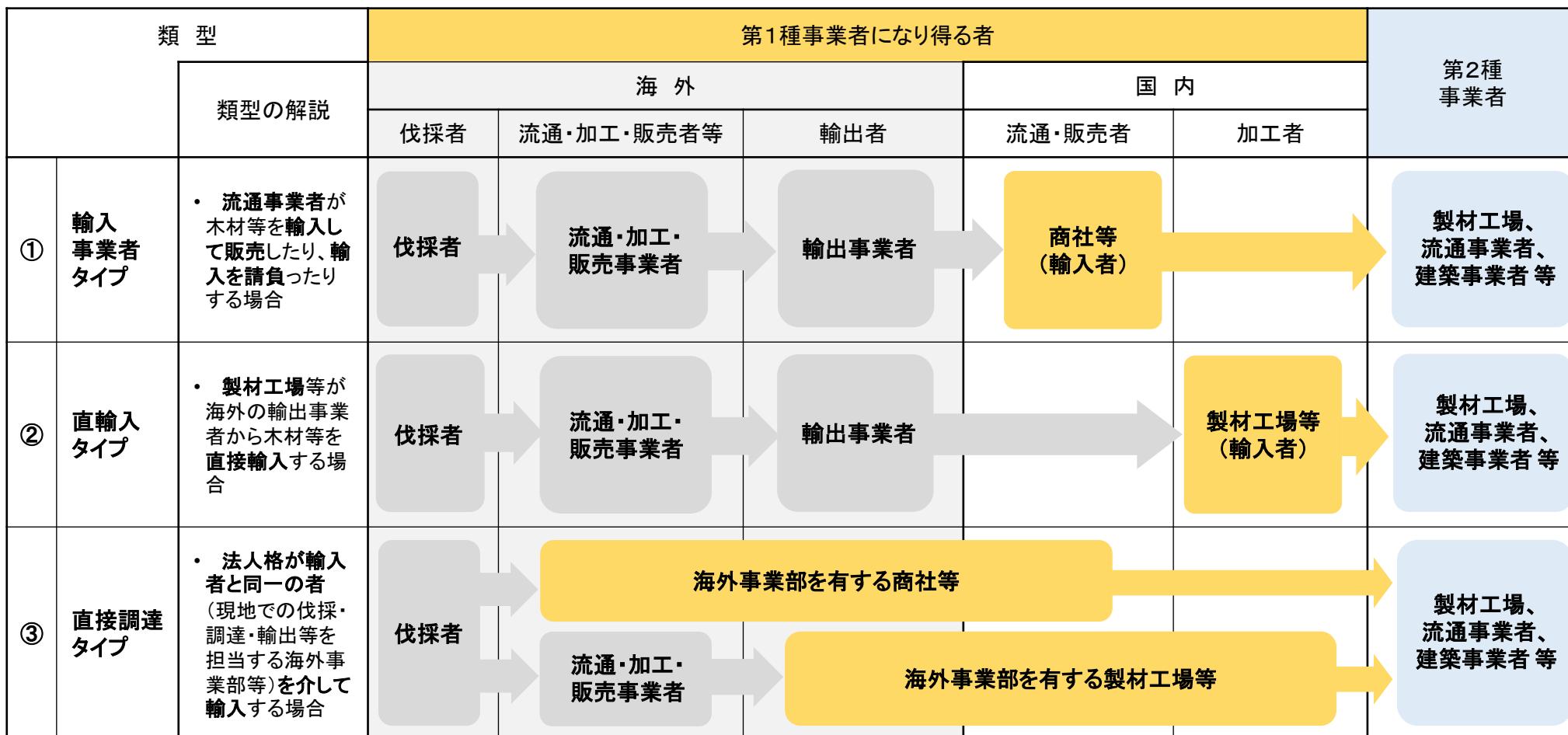
# 義務対象の考え方 輸入材の場合

- (1)原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入事業者として第1種事業者に該当
- (2)輸入事業者と同一の法人格を持つ、海外の部署等を通じて直接調達する場合、事業者全体が第1種事業者に該当

: 第1種事業者（合法性の確認等の義務の対象）

: 第2種事業者

: その他の事業者等



※ グループ企業等であっても、法人格が分かれている現地法人等は法の対象外。この場合、現地法人から輸入する事業者が第1種事業者

# 義務対象の考え方 輸入材の場合

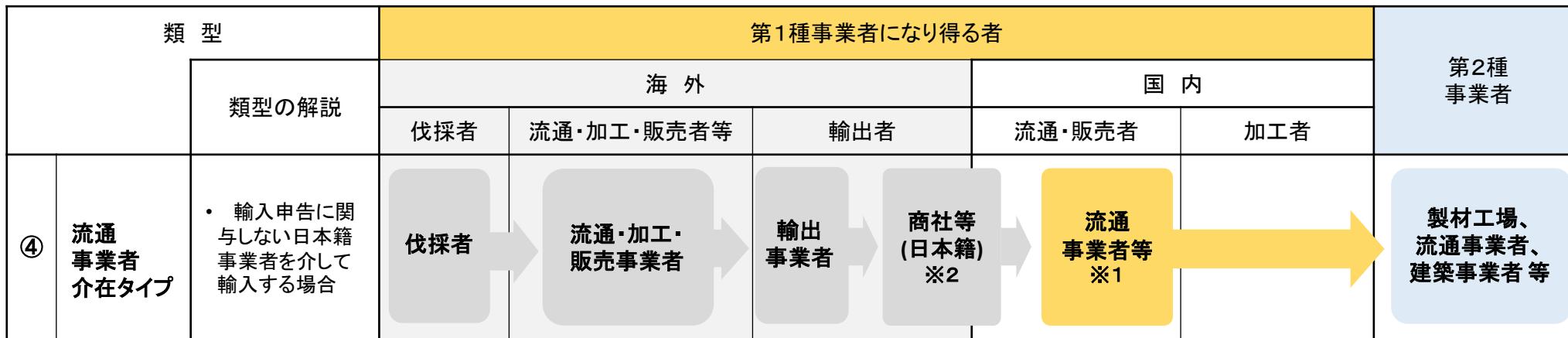
## (輸入通関前に日本企業間での譲渡しが発生するケース)

- (1)原則、インボイスや船荷証券に記載されている荷受人が輸入事業者として第1種事業者に該当  
(2)インボイスに記載されている荷受人として「流通事業者等」が輸入申告を行う場合(下記④)、当該「流通事業者等」が第1種事業者  
(3)外国籍事業者から譲り受ける日本企業であっても、第1種事業者に該当しない場合があることに留意

: 第1種事業者 (合法性の確認等の義務の対象)

: 第2種事業者

: その他の事業者等



上記ケース④では、

- ※1 「流通事業者等」が、インボイスに記載されている荷受人として関税法における「貨物を輸入する者」に該当するとの想定  
※2 「流通事業者等」に対して譲り渡しを行う「商社等」は、木材関連事業者には該当しない

(参考) 関税法における「貨物を輸入する者」の定義

- ・ インボイスに記載されている荷受人
- ・ インボイスがない場合には、船荷証券に記載されている荷受人
- ・ 輸入許可前に保税地域等において転売された場合には、その転得者

# 木材等の譲受け等に係る義務及び努力義務の内容

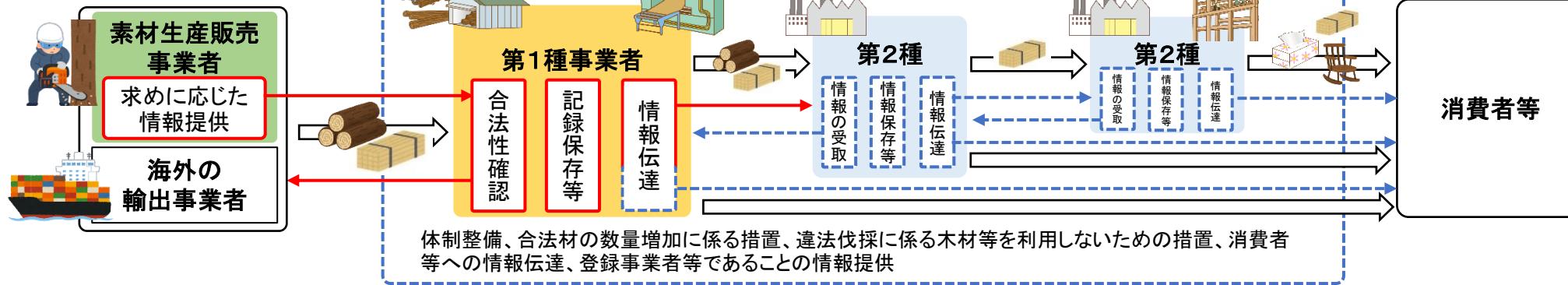
素材生産販売事業者	第1種事業者	第2種事業者
【義務】 第1種事業者の求めに応じた情報の提供	【義務】 ①原材料情報の収集、合法性の確認 ②記録の作成・保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達	【努力義務】 ①情報の受取 ②情報の保存 ③木材関連事業者に対する情報伝達
	【努力義務】 ①体制の整備 ②合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	③違法伐採に係る木材等を利用しないようするための措置 ④消費者等への情報伝達 ⑤登録事業者等であることの情報提供

→ : 木材等の流れ

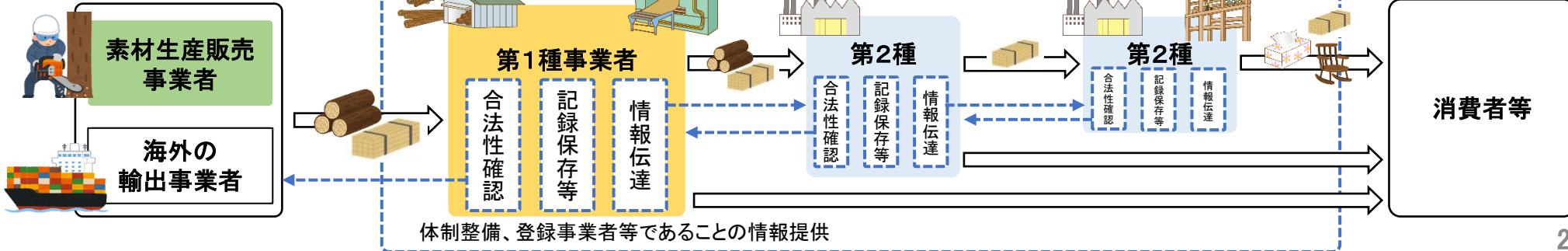
→ : 義務

→ : 努力義務

## 【現行法】



## (参考:旧法)



## ●原材料情報の収集・整理

# 原材料情報の収集・整理①

(1) 第1種事業者は原材料情報を収集・整理する義務

(2) 義務として収集すべき情報（原材料情報）は、**樹種、伐採地域、証明書** の3つ

## 樹種

取引において通常用いている名称

### 国産材の場合

- 伐採造林届出書に記載されている樹種など

### 輸入材の場合

- ペイマツ、ユーカリなど

※自ら樹種の特定を行い、樹種情報を収集してもOK

## 伐採地域

国レベルの情報が必要

### 国産材の場合

- 国産（任意で都道府県・市町村）

### 輸入材の場合

- 国名
- 「アジア」等国の範囲を超えるものは×

## 証明書

### 国産材の場合

- 伐採造林届出書※
- 森林経営計画書認定書
- 保安林における許可書、届出書
- 国有林における林産物の売買契約書

- 伐採造林届出書に係る適合通知書
- 森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）
- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（合法木材ガイドライン）に基づく合法木材証明書など

### 輸入材の場合

- 各国が発行する証明書
- 森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等）など

# 原材料情報の収集・整理②

- (1) 国産材、輸入材でも、森林認証材であることを示す書類は証明書として活用できる。  
※ただし、木材に対してではなく、事業者が森林認証を受けたことを示す書類は証明書には該当しない
- (2) 伐採造林届出書の写しには3つの原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）が記載されている



## 国産材の場合

- ・伐採造林届出書※
- ・森林経営計画書認定書
- ・保安林における許可書、届出書
- ・国有林における林産物の売買契約書
- ・伐採造林届出書に係る適合通知書
- ・森林認証材であることを示す書類（SGEC、FSC等）
- ・木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン  
(林野庁ガイドライン)に基づく合法木材証明書など

## 輸入材の場合

- ・各国が発行する証明書
- ・森林認証材であることを示す文書（PEFC、FSC等）など

※伐採造林届出書には、樹種と伐採地域の情報が含まれているため、届出書の写しを提出すれば3つの原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）を提出したことになります。

## その他

- ・原材料情報の提供を求める手法は問わず、書面でも、口頭でも可
- ・樹種、伐採地域について収集する情報の媒体は問いませんが、証明書は書面もしくは電子である必要
- ・原材料情報が収集等できなかった場合も、収集行為を行ったことが分かるようにしておくことが重要

# 証明として活用できる情報の具体例（国産材）

(別紙)

共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
	②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
	③地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律における認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画
	④森林經營管理法第43条における命令書または公告
	⑤森林法第49条における立入調査の許可書
	⑥森林法第188条における農林水産大臣または首長の命令書
	⑦森林法第11条第5項における森林經營計画認定書及び森林經營計画書(伐採に係る箇所のみ)
	⑧都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明(合法性を要件にしている制度に限る)
	⑨森林認証制度による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による制度に限る)
	⑩木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による認定に限る)
	⑪条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等
民有林	①森林法第10条の8第1項における伐採造林届出書
	②森林法第10条の8第1項第1号における法令等による許可証等
	③市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書
	④森林法第10条の8第3項における緊急伐採後の事後届出書
	⑤森林法第10条の2第1項における林地開発許可書
	⑥森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定
普通林	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書
	②森林法第34条第1項第1号における法令等による許可書等
	③森林法第34条の2における <u>択伐</u> 及び同法第34条の3における <u>間伐</u> の届出書
	④森林法第34条第9項における緊急伐採後の事後届出書
	⑤森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画
	⑥森林法施行規則第60条第1項第5号～第9号における届出書
国有林	①林産物の売買契約書、請書等
	②産物販売委託契約書
	③立木補償に関する契約書、請書等
	④樹木採取権実施契約書

# 証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

(別紙)

原産国	政府機関	許可書	カナダ:丸太輸出許可証 フィリピン:公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書(CTO)
		届出書	EUDRを批准している国:EUDRにおけるDDステートメント(※EUDRの施行後に活用可能) アメリカ:針葉樹原木についての輸出に関する届出書
	準ずる機関	許可書	カナダ:州政府による州有林伐採許可証
		届出書	オランダ:州政府への伐採報告書 ※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
輸出国	政府機関	許可書	フィリピン:木材・木材製品の輸出許可証
	準ずる機関	許可書	インドネシア:木材合法性認証機関(LVLK)による合法性証明書
その他		①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報(原産国法令の適用がない場合のみ) ②森林認証制度による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による制度に限る) ③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認定による木材に対する証明(大臣から指定を受けた者による認定に限る)	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関:州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

## ●合法性の確認

# 合法性の確認①

- (1) 原材料情報に加えて、関連情報等を踏まえ、リスクに応じた合法性確認を実施
- (2) 合法性の確認の単位は任意
- (3) 遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

**樹種　伐採地域　証明書**

の3つの原材料情報をもとに**合法性の確認**を実施



収集した原材料情報の信頼性を高めるために

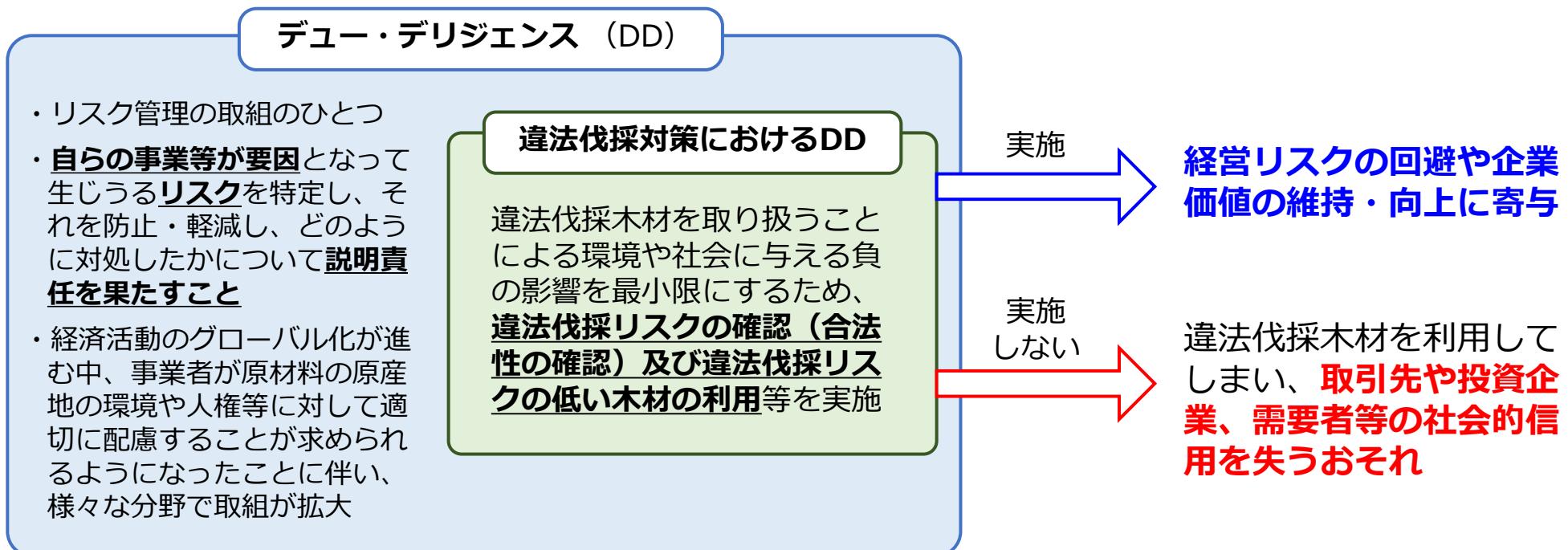
その他「関連情報」も収集し、DDにより合法性の確認を行うことが重要です

関連情報  
とは

- 林野庁HP「クリーンウッド・ナビ」で提供する国内外の木材等に関する法令等の情報
- 取引の実績
- 取引相手の事業者認定（森林認証、合法木材ガイドライン等）
- 伐採地の違法伐採状況に関する報道
- 納品書と商品との突合結果 など

## 合法性の確認②（デュー・デリジェンスについて）

- (1) デュー・デリジェンス(DD)とは、自らの事業等が要因となって生じうる負の影響(リスク)を特定し、それを防止・軽減し、どのように対処したかについて説明責任を果たすこと
- (2) 違法伐採対策においては、違法伐採木材を取り扱うことによる環境や社会に与える負の影響を最小限にするため、違法伐採リスクの確認(合法性の確認)やリスクの低い木材の利用等が重要
- (3) DDの実施は、経営リスクの回避や企業価値の維持・向上に寄与



## ●記録の作成・保存

# 記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する原材料情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 書面又は電子
- (3) 原則5年間保存

記録の内容	<p>(1) 収集した原材料情報の内容（例スギ／宮崎県／伐採造林届）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 樹種：取引において通常用いている名称</li><li>✓ 伐採地域：国名。国産は、A.国産、B.都道府県、C.市町村など</li><li>✓ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）</li></ul> <p>(2) 合法性確認木材等であるか否か (例合法性確認木材等／合法性確認木材等ではない)</p> <p>(3) (2)の根拠となる合法性確認の理由</p> <ul style="list-style-type: none"><li>例1 ○○という関連情報を用いて判断した</li><li>例2 収集した原材料情報が真正であると判断した</li><li>例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した</li><li>例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した</li></ul>
記録の方法	書面又は電子
記録の保存期間	作成の日から5年間 (ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで)

## ●情報の伝達

# 情報の伝達①

- (1) ①原材料情報の記録に関する情報及び②合法性確認木材等であるか否かの情報を伝達
- (2) 伝達方法は、書面、電磁的方法など
- (3) 木材関連事業者に木材等を譲り渡す際に情報伝達の義務

## 1. 伝達する情報

(1)原材料情報の記録に関する情報	(2)合法性確認木材等であるか否かの情報
<p><u>原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合</u> →その旨を伝達する（例：全ての原材料情報収集済み） 収集できた原材料情報の具体的な内容を伝達してもよい (例：スギ、△△県、伐採造林届)</p> <p><u>収集できなかった原材料情報があった場合</u> →その内容（例：証明書なし）を伝達する</p>	<p>伝達例</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 合法性確認木材等です</li><li>✓ 合法性確認木材等ではありません</li></ul>

## 2. 伝達の方法

伝達の方法  
口頭は不可

- ・電子メール、FAX
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体
- ・クリーンウッドシステム
- ・包装、納品書等
- ・情報をアップロード

## 3. 情報伝達の義務が課されない場合

情報伝達の義務が  
課されない場合

以下の場合、情報伝達は義務ではなく努力義務となります

- ・消費者への譲り渡し  
例：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者へに販売を行う場合
- ・木材関連事業者でない事業者への譲り渡し  
例：譲渡しの相手がパレット製造事業者や木の生産者などの木材関連事業者でない場合
- ・輸出する場合

(ポイント)

情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録の作成・保存の義務は課されることに留意

# 木材流通の各段階における情報の変遷

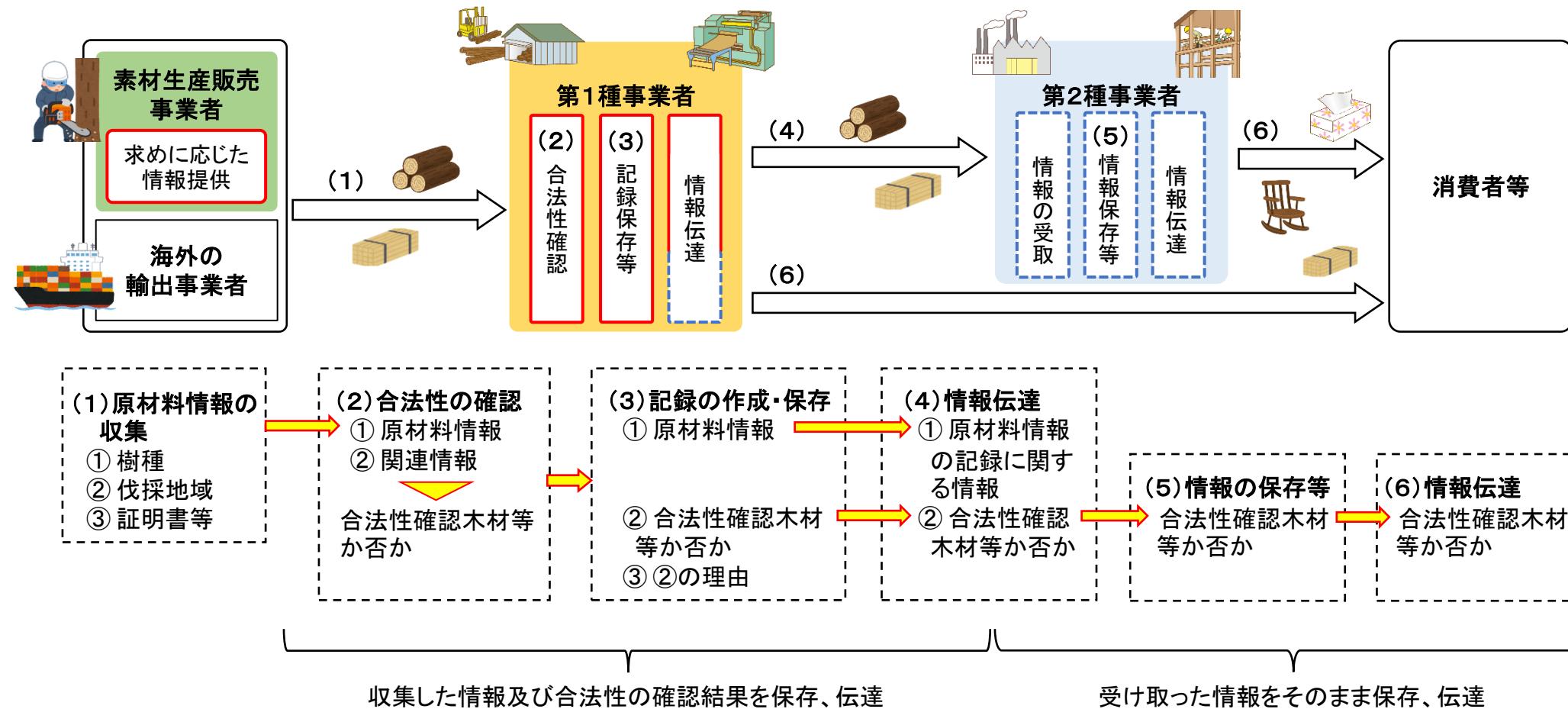
- (1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達  
(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達

→ : 情報の変遷

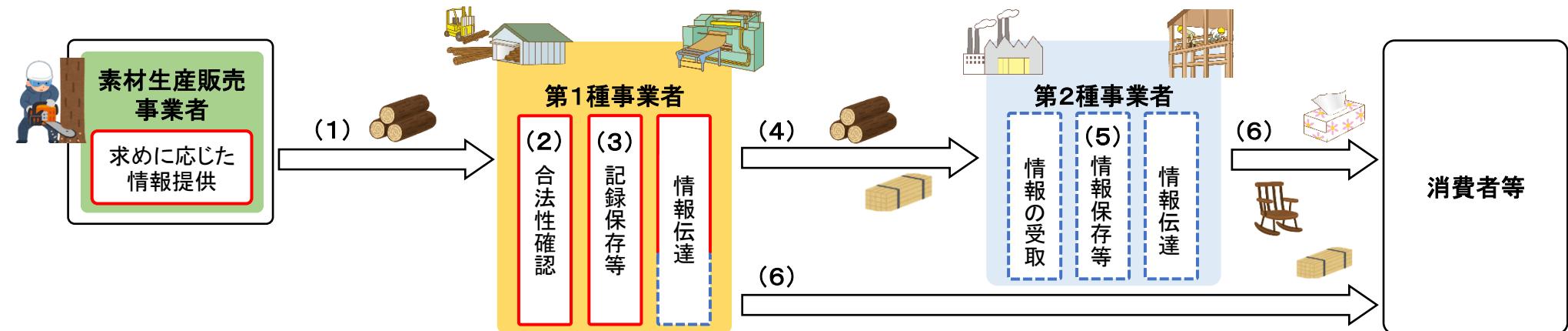
→ : 木材等の流れ

□ : 義務

□ : 努力義務



# 伝達情報の変遷（国産丸太の例）



(1)原材料情報の収集  
①スギ  
②宮崎県  
③伐採造林届出書

(2)合法性の確認  
①(1)のとおり

②ガイドライン認定事業者

合法性確認木材

(3)記録の作成・保存  
①(1)のとおり

②合法性確認木材  
③事業者情報を鑑み、収集した原材料情報が真正と判断

(4)情報伝達  
①原材料情報全て収集済み

②合法性確認木材

(5)情報の保存等

合法性確認木材

(6)情報伝達  
合法性確認木材

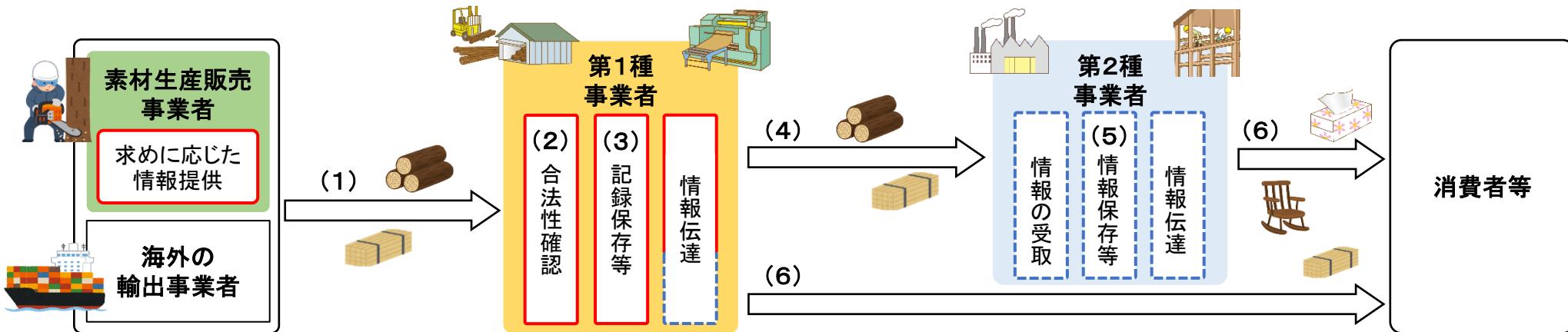
(4)以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい

例：(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからなる丸太／製材です

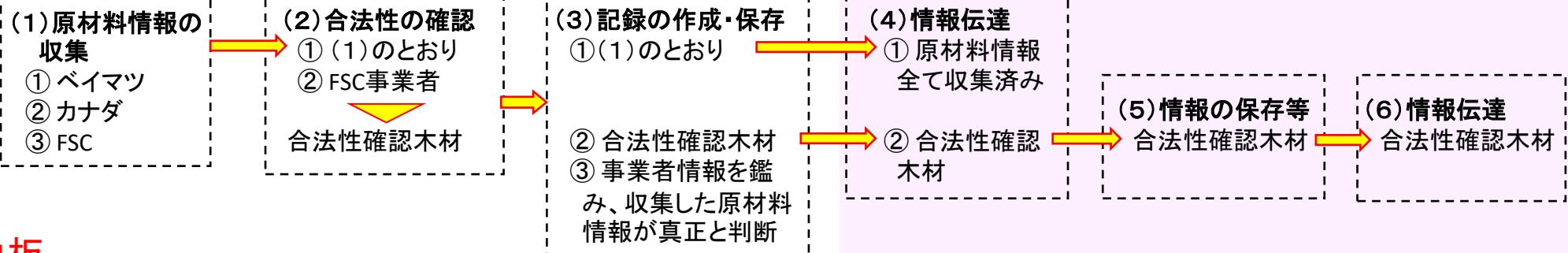
※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る

※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

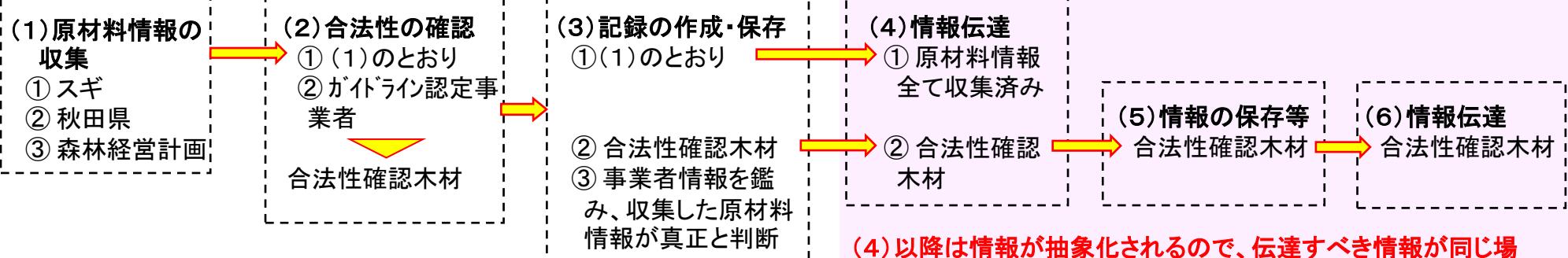
# 伝達情報の変遷（合板の例）



## フェイスバック



## 中板

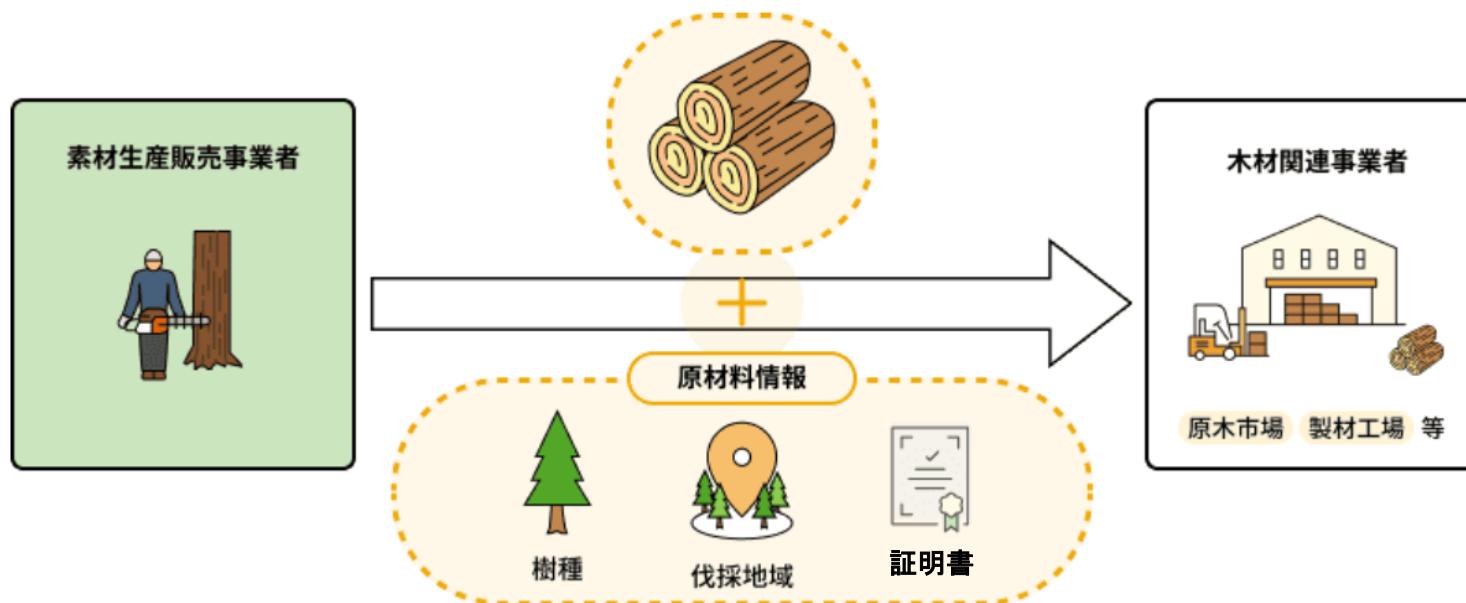


(4) 以降は情報が抽象化されるので、伝達すべき情報が同じ場合は、部材ごとではなく、まとめて伝達すればよい  
例:(原材料情報全て収集できた)合法性確認木材のみからの合板です

## ●素材生産販売事業者の情報提供

# 素材生産販売事業者の情報提供①

- 素材生産販売事業者は、木材関連事業者の求め（原材料情報の提供）に応じる義務
- 丸太の譲渡しの際に情報提供を行うのが効率的



## 提供すべき情報の範囲

- (1) 木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）
- (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要  
✓ なお、原材料情報としての情報を損なわない範囲において黒塗り等をしてもよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要ない

## 素材生産販売事業者の情報提供②

義務が発生する期間	(1) 第1種事業者の求めがあった時点から、当該事業者が合法性確認を完了するまで (2) 素材生産販売事業者が応諾義務に応じるか否かに関わらず、当該木材が木材関連事業者から他の事業者へ譲渡されれば、応諾義務は消滅する
情報提供の方法	原則として、第1種事業者に求められた方法で情報提供を行う
応諾義務違反となる場合	第1種事業者の求めに対して、何も応じない場合。※なお、情報提供に応じられない旨、第1種事業者に回答した場合は、対応したことにはなるので応諾義務違反とはならない。

### 注意点

- ※ 1 第1種事業者からの原材料情報の要求に何も回答しない場合、応諾義務違反となる。
- ※ 2 伐採時期が古すぎて書類がない場合などについては、情報提供に応じられない旨回答すれば応諾義務違反とはならない
- ※ 3 木材関連事業者の求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではない

## ●定期報告

# 定期報告① 一定規模の基準・報告対象

- (1) 一定規模以上の木材等を取り扱う第1種事業者は、毎年1回、取り扱った木材等の数量等を報告
- (2) 一定規模の基準は、事業の内容（国産／輸入）や物品（木材／木材製品）ごとに区分
- (3) いずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

定期報告の対象となる基準	第一種事業として譲受けた区分1~3ごとの量	
	区分1：国産材（丸太）の総量	3万m <sup>3</sup>
	区分2：輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m <sup>3</sup>
	区分3：輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン
* 使用する丸太換算係数は任意 * 輸出された国木材（もしくは「伐採国が日本の木材等」）を輸入した場合は、区分1ではなく区分2に該当 * 家具等においては、「主たる部材」意外の重量も含む。ただし、部材ごとに輸入する場合は、「主たる部材」のみの重量		
報告対象	<ul style="list-style-type: none"><li>➊ 第1種木材関連事業者として譲受けた木材等についてのみ報告</li><li>➋ 上記区分1~3のいずれかの基準を上回った場合、すべての区分について報告</li></ul>	

## 定期報告② 報告内容

基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲り受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

### 1. 報告内容

一定規模の「基準の区分」ごとに、以下の（1）（2）について報告

#### （1）譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

	単位	種類
区分1：国産材	任意 (丸太換算ではなく正味の量)	「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」7種類
区分2：輸入した木材		
区分3：輸入した家具・紙等	トン (任意の換算係数でトンに換算)	「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」5種類

#### （2）（1）のうち合法性確認木材等の数量

- ① （1）で用いた単位と揃えること
- ② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

※1 譲受け等を行っていない木材の種類は報告不要（0と報告されたこととする）

※2 自家消費用や第2種として譲り受けた木材等は報告不要（合法性確認の義務に係る木材等のみ報告すればよい）

※3 複数の区分に係る事業を行っている場合、区分をまたいでの合算は不要

※4 自ら所有する/所有者から委託を受け伐採した樹木の加工を行う事業者においては、伐採量ではなく加工部門で引き受けた数量

# 定期報告③ 報告の対象期間、方法、期限

対象期間	前年度の4月～3月（基準の対象、報告の対象いずれも）		
報告方法	メール、書面、クリーンウッドシステム		
報告期限	毎年6月末日		
報告先	<p>(1) 木材（国産、輸入を問わない）のみ扱った場合 農林水産大臣 (2) 輸入の家具・紙等のみ扱った場合 経済産業大臣 (3)(1)、(2)の両方を扱った場合 農林水産大臣 及び 経済産業大臣</p>		

## 提出窓口

農林水産大臣 宛

メールでの提出

✉ [cleanwood@maff.go.jp](mailto:cleanwood@maff.go.jp)  
林野庁林政部木材利用課  
合法伐採木材利用推進班

書面での提出

〒100-8952  
東京都千代田区霞が関1-2-1  
林野庁林政部木材利用課  
合法伐採木材利用推進班

経済産業大臣 宛

メールでの提出

✉ [bzl-cleanwood-teikihoukoku@meti.go.jp](mailto:bzl-cleanwood-teikihoukoku@meti.go.jp)  
経済産業省製造産業局  
生活製品課・素材産業課

書面での提出

〒100-8901  
東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省製造産業局  
生活製品課



# 罰則規程等

- 第1種木材関連事業者・素材生産販売事業者が義務として行う事項に対して、主務大臣による指導・助言から段階を踏んで罰則に至る場合があります
- また以下について、報告や立入検査の対象となる場合があります
  - ・木材関連事業者による合法性の確認等の実施状況や合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置の実施状況
  - ・素材生産販売事業者による原材料情報の提供の実施状況

## 【罰則に至るプロセス】

下記いずれかの実施について疑義がある場合等

第1種木材関連事業者

- ◆ 原材料情報の収集・整理(第6条)
- ◆ 記録の作成保存(第7条)
- ◆ 情報伝達(第8条)

素材生産販売事業者

- ◆ 第1種事業者の求めに応じた情報提供(第9条)

①指導・助言

なお規定に違反、又は違反するおそれがある場合

②勧告

なお勧告に従わない場合

③公表

⑤百万円以下の罰金

命令に違反した場合

④命令

なお正当な理由無く勧告に係る措置を行わない場合

## ●クリーンウッド法の努力義務

# クリーンウッド法の努力義務（第1種・第2種共通）

木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を努力義務として規定

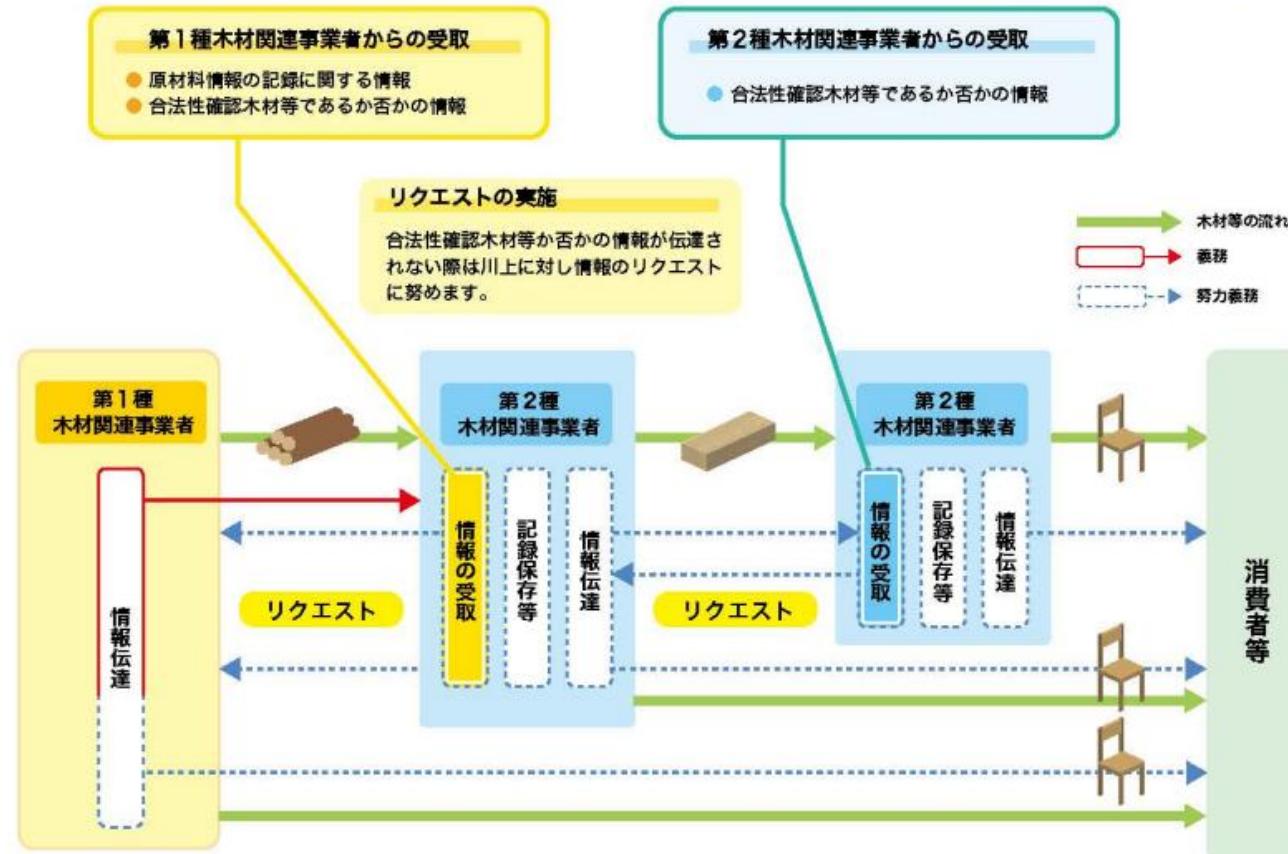
	取り組むべき措置	詳細
1	体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・責任者の設置（合法伐採木材等の利用の確保に関する措置について）</li><li>・取組方針の作成</li></ul>
2	合法性確認木材等の数量を増加させるための措置	<p>譲受け等の取引相手の選定にあたっては、以下の関連情報を踏まえる</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1種事業者が踏まえる情報：取引実績、国が提供する木材等の原産地に関する情報など</li><li>・第2種事業者が踏まえる情報：取引実績、取引相手のクリーンウッド法の登録情報など</li></ul>
3	違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・合法性確認木材等でない木材等を譲り受けた場合、次の事業者選定にあたり見直しを検討</li><li>・違法伐採に係る木材等を譲り受けた場合、取引相手の変更の検討等を行う</li></ul>
4	消費者等への情報伝達	<p>内容：合法性確認木材等であるか否か 方法：電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達、書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す、包装、納品書、レシート等に印字 等 店舗の掲示板にURLやQRコードを示し、当該ウェブサイトに合法性確認情報を掲載する等の間接的な方法も可</p>
5	その他の措置	登録木材関連事業者は、木材等を譲り渡す際に自社が登録木材関連事業者であることを情報提供すること

# クリーンウッド法の努力義務（第2種のみ）

第2種事業者のみに対する努力義務は、

- ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る  
(伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト)
- ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

## 1 情報の受取



# クリーンウッド法の努力義務（第2種のみ）

第2種事業者のみに対する努力義務は、

- ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る  
(伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト)
- ② 合法性確認木材等か否かの情報のみ保存・伝達

## 2 情報の保存

### 保存する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は保存不要）

### 保存期間

作成の日から5年間（ただし、譲受けから譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

### 作成期限

遅くとも木材等を次の者に譲渡すまで

## 3 情報の伝達

### 伝達する情報

合法性確認木材等であるか否かの結果（原材料情報の記録に関する情報は伝達不要）

### 伝達方法

※ 口頭は不可

- ・書面　・電子メール　・FAX　・クラウド共有
- ・書状やCD-ROM等の記録媒体を渡す　・包装、納品書等に印字等

## ●その他

# 木材関連事業者の登録制度

木材関連事業者の登録制度は、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置について、確実に取り組むことにより、クリーンウッド法のねらいの達成や普及を推進する重要な制度。795者の事業者が登録を受けている（令和7年9月末現在）。

## 登録制度とは？

- 合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を確実に講ずる事業者を登録する制度です
- 木材関連事業者は登録実施機関に対して登録を申請します
- 合法性確認木材100%に向けたPDCAサイクルを着実に回していく基盤となる制度です

## 登録するとどうなるのか？

- 「登録木材関連事業者」の名称を使用することができます
- 登録木材関連事業者ロゴマークを使用できます
- 登録実施機関に対して、毎年1回、実施状況の報告をします
- 情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に掲載されます

## 登録のメリット

- 無登録の事業者との差別化を図ることができます
- 法律に位置づけられた事業者として、地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上します
- 登録木材関連事業者を対象とした補助事業等の優遇措置を受けることができます

登録木材関連事業者ロゴマーク



CLEAN WOOD

登録：xxx - CLW - xxx

# 登録木材関連事業者ロゴマークについて

本年9月26日より登録木材関連事業者ロゴマークの運用が開始しました。

登録木材関連事業者に広くロゴマークを活用いただくことで、登録制度の認知度が上がり、登録木材関連事業者の更なる信頼性の向上につながることが期待されます。



**CLEAN WOOD**

登録：xxx - CLW - xxx

登録木材関連事業者ロゴマークの詳細についてはクリーンウッドナビをご確認ください。



## ＜登録木材関連事業者ロゴマークのポイント＞

- 登録木材関連事業者の皆さまは使用申請不要で無料でご使用できます（使用は任意です）。

- ロゴマークは、  
カラー（緑）、黒、白、が  
JPEG、PNG、SVGで  
ダウンロードできます。



- クリーンウッド法の情報伝達を行う納品書やレシート等にも使用できます。登録番号付きの「基本ロゴマーク」を掲載することにより、登録木材関連事業者である旨の伝達を行うこともできます。

使用の際は、ロゴマーク使用規定、ロゴマークガイドラインに沿ったご使用をお願いいたします。

ロゴマーク使用規定



ロゴマークガイドライン



# クリーンウッドシステムについて (R7.4月運用開始)

クリーンウッドシステムは、クリーンウッド法に基づく記録の作成保存、情報伝達や報告書の作成等を行うことができるシステムです。本システムはWebシステムとして無償で提供され、パソコン、スマートフォン、タブレット等で利用可能です。



素材生産販売事業者、木材関連事業者が利用できます！

## クリーンウッドシステムの主な機能

### 1 原材料情報の登録

原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）、その他任意情報を記録できます。

### 2 合法性確認結果の登録・記録の作成

原材料情報や関連情報、合法性確認結果、合法性確認の判断理由等をセットで記録できます。

### 3 情報伝達

原材料情報や合法性確認結果等の伝達を行えます。

納品情報、木質バイオマス証明関連情報、登録・認定情報等の任意情報も一緒に伝達できます。

### 4 報告書作成・データ集計

登録木材関連事業者が登録実施機関へ提出する年度報告、一定規模以上の第1種木材関連事業者が国へ提出する定期報告を作成・提出できます。そのほか集計データとして活用できます。

## 利用者登録申請について

システムの利用には利用者登録が必要です。

利用者登録の申請やシステムの詳細は下記サイトをご確認下さい。

クリーンウッド・ナビ：流通木材合法性確認システム（クリーンウッドシステム）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/clean-wood-system/index.html>

利用者登録申請については  
こちらからアクセスできます→



● システムを使うと 記録の保存や検索が容易になります



## (参考) クリーンウッドシステムの操作画面

クリーンウッドシステム  
(クリーンウッドシステム)

業務メニュー  
第一種木材関連事業者

ホーム  
迷惑情報一覧  
原材料情報登録  
原材料情報一覧  
合法性確認・伝達  
集計・報告書作成  
取引先一覧

原材料情報登録

原材料情報を登録します。必須事項を入力後、内容確認ボタンを押してください。

区分 必須  
国産材か輸入材かを選択してください。

国産材  
 輸入材

例えば、左の画面では原材料情報の登録ができます。

- ・伐採地域
- ・樹種
- ・証明書（ファイルのアップロードが可能）

複数の原材料情報をまとめて保存することもできます。

# クリーンウッド法に関する情報サイト・お問い合わせ先

「クリーンウッド・ナビ」は、クリーンウッド法や合法伐採木材等に関する情報を提供するために、林野庁が運営しているWEBサイトです。クリーンウッド法が制定された背景や法の制度解説、様々な国・地域の現地情報等、クリーンウッド法に関する情報を掲載しています。



## 関係資料

法律や政省令、参考資料やQ&Aなど、クリーンウッド法にかかる情報を集約・整理して掲載しています。



## 合法性確認の手引き等

合法性確認の具体的なフローチャートやチェックリストを掲載しています。



## 国別情報

クリーンウッド法に関連する法令や合法性確認に活用可能な書類例等、37の国・地域について掲載しています。  
(2025年10月時点)



## 登録木材関連事業者一覧

合法性が確認された木材の利用に取り組む、登録木材関連事業者の一覧を掲載しています。検索機能を備え、お住まいの地域で登録されている事業者を簡単に探すことができます。

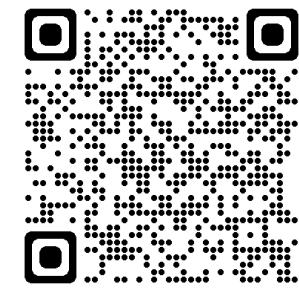
## 【クリーンウッド・ナビ お問合せ窓口】

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gocho/madoguchi/index.html>

クリーンウッド・ナビへのアクセスはこちら！



<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gocho/index.html>



## 今後のスケジュール

時期	内容
令和7(2025)年	
12月頃	<ul style="list-style-type: none"><li>・県産材証明リスト公表</li><li>・クリーンウッドシステム操作研修</li></ul>
令和8(2026)年	
6月末	定期報告〆切 (対象者:一定規模以上の第1種事業者のみ)